

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 27 日現在

機関番号：34506

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25285144

研究課題名(和文) 企業リスク情報開示のダイバージェンスの実証と当該情報の監査の保証水準の計測

研究課題名(英文) Demonstration of divergence of corporate risk information disclosure and measurement of assurance level of audit of the risk information

研究代表者

内藤 文雄 (NAITO, FUMIO)

甲南大学・経営学部・教授

研究者番号：80188862

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 7,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、金融商品取引法による企業内容開示制度において、企業活動を取り巻く国内外の経済・経営環境にかかるリスクにどう対応するかが重視されるなか、企業リスク情報の開示のあり方および当該情報の信頼性の確保のための監査による保証の仕組みのあり方を解明する。

研究成果として、第一に開示のあり方について、企業リスク情報開示の積極性をグルーピングし、開示のダイバージェンス(多様性)を開示実態から実証し、第二に保証の仕組みについて、保証の鍵概念である保証水準の計測の基礎を確立した。

研究成果の概要(英文)： In the corporate disclosure system based on the Financial Instruments and Exchange Act, emphasis is recently placed on how to deal with risks related to domestic and overseas economic and business environments surrounding corporate activities. This research clarifies how to disclose corporate risk information and how to assure by the audit to ensure the reliability of the information.

Two research results are as follows. First, regarding the manner of disclosure, we grouped the aggressiveness of disclosing corporate risk information and demonstrated the diversity of disclosure from the actual disclosure. Secondly, regarding the assurance mechanism, we established the basis of assurance level measurement, which is the key concept of assurance.

研究分野：会計学

キーワード：会計学 企業リスク情報 監査保証水準 企業内容開示制度

1. 研究開始当初の背景

本研究のテーマを直接的に扱った研究は国内、国外ともに存在しない。他方、本研究に間接的に関連する研究は、多数実施されている。たとえば、上記で言及した、包括利益と当期純利益の情報価値を株価の変動として捉えようとする研究、あるいは、経営者が行う利益調整(earnings management)についてその裁量性を測定し、それを株価の変動要因として市場は認識しているかどうかの研究などが挙げられる。

また、利益情報の変容にかかわる財務諸表監査の保証のあり方についての研究は、このようなテーマの設定による研究としては、国内、国外ともに嚆矢のものと位置づけることができる。

2. 研究の目的

本研究「企業リスク情報開示のダイバージェンスの実証と当該情報の監査の保証水準の計測」では、金融商品取引法にもとづく企業内容開示制度において、企業活動を取り巻く国内外の経済・経営環境にかかるリスクにどう対応するかが重視されるなか、企業リスク情報の開示のあり方および当該情報の信頼性の確保のための監査による保証の仕組みのあり方を過年度実施の研究調査成果を踏まえて発展的に解明することを目的とする。発展的解明として、第一に開示のあり方について、企業リスク情報開示の積極性をクラスター分析によりグルーピングし、積極性を基準とするグループ間のダイバージェンスを開示実態から実証すること、第二に保証の仕組みについて、保証の鍵概念である保証水準を科学的分析の俎上に載せるためその計測を試みることをねらう。

3. 研究の方法

そこで、本研究目的を達成するため、次の5課題を設定した。

- (1) 理論研究・先行研究のレビューによるリスク開示と監査保証のフレームワークの精緻化
 - (2) 日米英独加5か国の企業リスク情報の開示にかかる法定開示書類による実態調査および企業経営者層への質問票調査による企業リスク情報の内容と情報特性の帰納的抽出
 - (3) 企業リスク情報開示の積極性を基準とするダイバージェンスを開示実態から実証
 - (4) 企業リスク情報の信頼性の保証にかかる(2)の5か国の公認会計士への面談調査およびリスク情報の内容や情報特性に対応した監査・保証における判断内容・規準の解明
 - (5) 保証水準の計測に必要な保証水準決定要因の解明、決定要因の主成分分析による新たな指標の導出および当該指標の測定
- 平成25年度は課題(1)と(2)、平成26年度

は課題(3)と(4)、平成27年度は課題(5)をそれぞれ実施する予定であったところ、課題(4)の実施が平成27年度にずれ込み、その影響を受け、課題(5)を平成27年度に完遂することができなかつたため、平成28年度にも延長して研究を実施した。

各年度の研究の方法の具体は、下記の「4. 研究成果」に詳細を記載している。

4. 研究成果

平成25年度

研究課題(1)につきリスク開示と監査保証のフレームワークの精緻化を行い、その成果を学術図書として出版し広く公開した。研究課題(2)につきパイロット的な実態調査に基づき経営者層に対する質問項目を検討・確認し、日米欧の上場会社に対して質問票調査を実施した(日本600社、米425社、英448社、独444社、仏332社、以上合計2,249社)。調査対象会社数は日本を除き計画の約1.6倍の会社を対象とした。しかしながら、有効回答数は35社にとどまり、低率の回答率となった。回答への協力不可の理由として同様の多数の調査への対応ができないことを指摘する会社が多かった。ただし、回答結果から企業リスク情報の開示と監査・保証について一定の見解を入手することができ、次年度に解明予定の情報開示のダイバージェンス分析につながる成果を得たことは本研究の推進にとり大きな意義があった。

平成26年度

研究課題(3)につき、日米英独仏5か国の各国300社(日本は600社。合計会社数1,800社)の法定開示財務書類を入手し、企業リスク情報を抽出・整理し、データ・ベースを作成した。本データ・ベースは、今後の分析の基礎データを形成するためのもので、国内外において類似のデータ・ベースは存在していない点で貴重な成果である。かかるデータ・ベースに基づき、ROA等経営業績の優劣が企業リスク情報開示の積極性に影響を与えているかどうかの実証を実施した結果、日英については、法定開示書類記載内容が統一化されており影響を検出することはできなかったが、独については興味深い結果を検出した。

また、研究課題(4)につき、課題(3)の処理に予想外の時間がかかり、研究途上にあり、次年度に継続して実施した。これは、企業リスク情報は、記述的情報であることから、1社平均200ページに及ぶ財務情報のなかから網羅的にこれを抽出することに多くの時間がかかったこと、また、必要な開示項目は統一されていても、ドイツやアメリカの場合には開示様式が画一的ではないことから、網羅的な抽出には慎重にならざるをえなかったことにその原因がある。

しかしながら、研究課題(4)についても分

析の視角を検討しており、次年度にはスムーズに研究を進行できるだけの準備的作業は完了している。

平成 27 年度

研究課題(4)につき、企業リスク情報の信頼性の保証について、次の研究計画を立てていた。つまり、日米英独 4 か国の公認会計士に質問票調査を実施し、過年度の研究で確認したリスク情報の内容や情報特性に対応した、保証における判断の内容・規準を解明する。また、企業リスク情報の範疇別に、どのようにしてその信頼性を保証できるのかに関する意識を調査するとともに具体的な実務上の問題点を明らかにする。調査対象は 1 か国当たり 10 名程度(ビッグ 4 と中小会計事務所 1 社、合計 5 事務所それぞれ 2 名ずつ程度)合計 40 名程度を予定している。なお、日本については質問票調査の結果を受けて面談調査で詳細をヒアリングする。さらに、上記の会計プロフェッショナルに対する調査に加えて、日本のナイブな情報利用者(学部学生 400 名を予定)に対する企業リスク情報の信頼性の保証に対する理解を調査する。これにより、かかる保証の社会的な意味を分析する。

かかる研究計画について、質問票調査を実施すべく研究を開始し、米英独の調査可能性を探ったところ、いずれも質問票調査では有意な分析結果を抽出するに足る調査回答数を確保できる見込みがないことが判明したため、これに代えて各研究分担者の判断で、研究を進めた結果、下記の研究成果を得た。

内藤文雄：ドイツについて、質問票調査の実施にあたり、事前にドイツ経済監査士協会、大学研究者ならびに経済監査士事務所を訪問し、回答可能な設問を設定すべく、面談調査を行うこととした。このため、ドイツ上場企業約 280 社について、企業リスク情報を更新すべく、年次報告書の最新データを入手し、最新年度における企業リスク情報の特質を明らかにするとともに、かかる情報の監査を実施した経済監査士を特定し、連絡先等のデータを入手・整理し、面談調査および質問票調査の準備作業を実施した。

林隆敏：イギリスについては、平成 26 年度に作成した上場会社 300 社の法定開示書類における企業リスク情報のデータベースに加え、平成 27 年度は 300 社の監査報告書記載事項のデータベースを作成した。イギリス上場会社の監査報告書には、当該監査に最も大きな影響を及ぼした評価済の重要な虚偽表示のリスクに関する説明が記載されている。企業リスク情報の監査による保証のあり方を探るため、法定開示書類に開示された企業リスク情報と監査報告書に記載された重要な虚偽表示のリスクの関係性の分析を試みたが、十分な結果は得られなかった。また、

企業リスク情報の監査による保証の手がかりを求めて、EU における非財務報告とその監査・保証に関する開示制度を、文献調査により確認した。

松本祥尚：平成 26 年度に、アメリカ証券取引委員会(SEC)によるリスク情報の開示規制の内容を確認し、企業のリスク情報の具体的な記載項目と記載内容を整理した。SEC は SEC 登録企業に対して、年次報告書(Form 10-K)の Item 1A「リスク要因」のなかで、企業経営者が事業目的を達成するのに支障となり得ると考えた事業上のリスク要因の抽出とその説明を要求している。

また企業リスク情報と監査との関係では、アメリカにおいても、2005 年わが国監査基準と同様、PCAOB 監査基準が事業上のリスク指向監査を採用していることが確認された。監査人は、経営者が事業上のリスクとして識別した「リスク要因」のなかから重要な虚偽の表示に結び付く可能性のある事業上のリスクを評価することとなっている。

以上の結果、経営者による事業上の「リスク要因」として年次報告書に開示された項目に対して、監査人が重要な虚偽表示の観点からリスク評価を行ない、自らの監査手続の選択に反映していると想定された。具体的には、自社の事業上のリスクの高さを、経営者は事業上のリスク開示分量に反映していると推定されるため、監査人の虚偽表示リスクの評価対象となる事業上のリスクも多くなり、選択される監査手続の量も多くなる、すなわち監査報酬が高くなる、と推定される。

そこで、平成 27 年度において、既に把握しているアメリカ上場企業 300 社について、財務データと監査報酬を別途それぞれの企業ごとに収集し、事業上のリスクの開示分量と監査報酬の多寡との関係を分析した。その結果、経営者による「リスク要因」開示分量と監査報酬の多寡の間には統計的に有意な関係を見出すことはできなかった。しかし、重要な虚偽表示のリスクに影響すると考えられる各種の開示財務データと監査報酬(監査手続の量)との間には有意な関係があることが証明された。

宮本京子：まず、開示のあり方について、開示実態に関し、日本の 600 社の法定開示財務書類(2012-2014 年度)を入手し、企業リスク情報を Sustainability Accounting Standards Board の概念フレームワークを援用して分類・整理し(3月期決算企業 493 社)、企業は、財務数値の直接的・間接的変動原因となりうる企業リスク情報をいかに開示しているのか、その実態を帰納的に導出することを解明課題として共分散構造分析を行った。

この結果、企業は、財務特性に変動が生じてもその原因となりうるリスクを開示しないこと、実際に開示されるリスクは、属する

産業が直面する重要かつ具体的なリスクではなく、実態はリスク開示に反映されていないこと、つまり具体性がなくどの産業にも起こり得る一般的なリスクの記述が散見され、リスク情報は財務情報を補完しておらず、投資意思決定に有用な開示となっていないと認められた。

次に、保証の仕組みについて、企業リスク情報の信頼性を確保するためにはどのような仕組みが実行可能かつ有用であるのか、その課題や望ましい方向性を探った。すなわち、企業リスク情報はどのような質的特性を有するのか、および企業リスク情報の検証可能性を確実にする特性は何かを考察し、企業リスク情報に対して想定される保証業務を分類し、その実行可能性と有用性を理論的に検討した。

以上が、各研究分担にかかる平成 27 年度の研究実績である。本年度に予定していた、研究課題(5)「保証水準の計測に必要な保証水準決定要因の解明、決定要因の主成分分析による新たな指標の導出および当該指標の測定」については、研究期間を延長し、平成 28 年度に研究を実施した。

平成 28 年度(延長・最終年度)

研究課題(5)につき、保証水準の計測を試みることを目標として、ドイツ・フランクフルト証券市場上場会社(Prime 市場) 279 社について、営業報告書に対する法定監査を実施して「確認の付記」(監査報告書)に署名している経済監査士 458 名を対象として、WEB アンケートを実施し、企業リスク情報の監査による保証水準を調査するとともに、監査意見表明のための合理的基礎を得るために用いた監査要点とそれに対応する監査手続の具体を調査した。これらの調査結果から保証水準の計測に必要な保証水準決定要因を導出した。

WEB アンケート調査を実施するにあたり、一定の回答数を得ることが困難と予想されたので調査内容のヒアリングを徹底した。つまり、ドイツの大学研究 2 名および経済監査士 5 名(内、2 名はドイツ経済監査士協会監査・保証業務品質管理部所属、他の 2 名は企業リスク情報の法定監査実施者)に対し、調査内容案を説明の上、ドイツの事情を勘案した訂正を行った。しかしながら、かかる配慮にもかかわらず、回答数が 20 件と極めて少ない結果となった。20 人の回答者は真摯に回答いただき、これまでに明らかとなっていなかったドイツにおける企業リスク情報の法定監査の実態を明らかにできるデータを手でできた。

ただし、回答件数が極めて少なかったため、本研究課題の当初申請時に予定していた主成分分析の手法を適用するだけのデータが入手できなかった。このため、当該決定要因から新たな指標の導出、導出した指標を測定

することによって、保証水準の具体的な程度の数的関係を明らかにすること、新たな指標を公認会計士に対する調査結果に適用すること、企業リスク情報の信頼性に対する保証水準の 4 か国での差異を探ることはいずれもできなかった。

申請当初の研究計画通りには研究を実施できなかったとはいえ、当初予定の研究課題 5 点のうち、課題 1 から 4 の 4 課題については上記の通り研究成果を得るとともに、課題 5 についても、先行研究では明らかにされていなかった、企業リスク情報の法定監査における監査要点と監査手続の具体を解明するとともに、経済監査士の保証水準に対する捉え方の具体を明らかにできた。この研究成果は、今後のさらなる研究の礎になるものと確信している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

(雑誌論文)(計 18 件)

内藤文雄、「企業リスク情報に対する監査判断の探究 - ドイツ経済監査士に対する調査 - 」甲南経営研究(査読無) 57-4、2017.3、1-38、DOI なし

内藤文雄、「会計処理のフレキシビリティと監査判断の限界 - T 社のケースをめぐる制度問題 - 」會計(査読無) 189-5、2016.5、56-69、DOI なし

内藤文雄、「財務諸表の監査における監査判断形成と監査報告モデル、會計(査読無) 189-3、2016.3、13-27、DOI なし

内藤文雄、「監査報告書改革の論点と監査報告のあり方」甲南経営研究(査読無) 56-4、2016.2、27-50、DOI なし

林隆敏、「財務諸表監査における重要性概念の適用 - イギリス上場会社の監査報告書を手掛かりとして - 」商学論究(関西学院大学)(査読無) 63、2016、DOI なし

林隆敏、「イギリス上場会社の監査報告書における重要な虚偽表示のリスクの開示実態、同志社商学(同志社大学)(査読無) 67、2016、DOI なし

松本祥尚、「事業上のリスクによる監査の有効性への影響」『現代社会と会計』(査読なし) 第 10 号、101-115、2016、DOI なし

宮本京子、「企業リスク情報に対する保証業務の実行可能性」現代監査(査読無) 26、2016、12-23、DOI なし

内藤文雄、「ドイツにおける企業リスク情報開示の規定改正と監査への影響」甲南経営研究(査読無) 55-4、2015.3、69-103、DOI なし

林隆敏、イギリスにおける企業リスク情報の開示実態、商学論究(関西学院大学)(査読無) 62、2015、35-50、DOIなし

松本祥尚・林隆敏・宮本京子・内藤文雄(共著)「企業リスク情報およびCSR情報の開示と監査・保証に関する国際比較分析 - 日米欧5カ国の上場会社に対する質問票調査結果 - 」、関西大学商学論集(査読無) 59-1、2014.6、139-169、DOIなし

内藤文雄、「EU決算書監査改革提案に対するドイツの対応」、甲南経営研究(査読無) 55-1、2014.6、41-71、DOIなし

林隆敏、「EUにおける監査規制の動向」、商学論究(関西学院大学)(査読無) 62、2014、49-69、DOIなし

松本祥尚・町田祥弘・荒木孝治、「わが国四半期レビュー手続に関する実験的研究」、現代社会と会計(査読無) 8、2014、91-106、DOIなし

宮本京子、「監査リスク・アプローチに対するイノベティブ・チャレンジ」、會計(査読無) 185-3、2014、345-358、DOIなし

内藤文雄、「監査・保証業務の研究課題と概念モデル」、甲南経営研究(査読無) 第54巻第2号、2013.9、41-83、DOIなし

日本監査研究学会「監査・保証業務研究」課題別研究部会(内藤文雄、松本祥尚、林隆敏、宮本京子他)「監査やレビューによって保証される財務諸表の信頼性の水準」、週刊経営財務(査読無) 第3128号、2013.9、25-29、DOIなし

林隆敏、「監査リスクと保証水準に関する一考察」、商学論究(関西学院大学)(査読無) 61-1、2013、97-110、DOIなし

[学会発表](計17件)

内藤文雄、「企業リスク情報の監査判断の探究に向けて - ドイツ経済監査士に対する調査 - 」、監査理論研究学会(かんぼの宿大洗2階会議室(茨城県東茨城郡)、2016年12月26日

内藤文雄、「企業リスク情報に関する開示と監査の課題 - ドイツでの適用状況を基に - 」、アカウンティング・ワークショップ21第37回大会(早稲田大学早稲田キャンパス(東京都新宿区))報告、2016年6月28日

内藤文雄、「企業リスク情報の開示と監査 - ドイツにおける企業リスク情報の開示と監査からの知見 - 」、日本公認会計士協会近畿会(大阪府大阪市) 会計・監査委員会報告、2016年6月16日

林隆敏、EUにおける監査規制の動向(3)、関西監査研究学会、2015年12月19日、立命館大学大阪梅田キャンパス

内藤文雄、「会計処理のフレキシビリティと監査判断の限界 - T社のケースをめぐる制度問題 - 」、日本会計研究学会第65回関西部会(大阪市立大学、大阪府大阪市)統一論題「最近の不正会計事件から学ぶべきこと」報告、2015年12月12日

林隆敏、イギリス上場会社の財務諸表監査における企業リスク情報と重要な虚偽表示リスクの関係分析、関西監査研究学会、2015年10月17日、立命館大学大阪いばらきキャンパス

宮本京子、「企業リスク情報に対する保証業務の実行可能性」、日本監査研究学会第38回全国大会統一論題報告、2015年9月11-12日、青山学院大学

内藤文雄、「財務諸表の監査における監査判断形成と監査報告モデル」、日本会計研究学会第74回全国大会(神戸大学)統一論題「監査研究のフロンティア~監査報告書の改革をめぐる~」報告(兵庫県神戸市)、2015年9月7-8日

林隆敏、監査実務における重要性概念の適用に関する帰納的分析 - イギリス上場会社の監査報告書を手掛かりとして - 、日本会計研究学会第74回大会、2015年9月8日、神戸大学

林隆敏、国際監査基準(ISA)の現状と課題(統一論題報告)、国際会計研究学会第6回西日本部会、2015年8月1日、熊本学園大学

林隆敏、監査実務における重要性に関する帰納的分析 - イギリス上場会社の監査報告書を手掛かりとして - 、関西監査研究学会、2015年6月20日、立命館大学大阪いばらきキャンパス

林隆敏、EUにおける監査規制の動向(2)、関西監査研究学会、2014年12月20日、甲南大学

松本祥尚、「リスク管理に果たす内部統制の役割」、WICIシンポジウム2014「成長をドライブする『稼ぐ力』の源泉と価値創造の仕組み」DBJ設備投資研究所アカデミックセッション、2014年12月4日、大手町フィナンシャルシティ・カンファレンスセンター

林隆敏、アメリカの処分事例にみる職業的懐疑心、日本会計研究学会第73回大会(統一論題報告・討議)2014年09月5-6日、横浜国立大学常盤台キャンパス
日本監査研究学会「監査・保証業務研究」課題別研究部会(内藤文雄、松本祥尚、林隆敏、宮本京子他) 監査・保証業務

の研究、日本監査研究学会第 36 回全国大会（東北大学（宮城県仙台市））、2013 年 11 月 3 日

松本祥尚・町田祥弘、わが国四半期レビュー制度の実施、日本監査研究学会第 36 回全国大会、2013 年 11 月 3 日、東北大学

宮本京子、監査リスク・アプローチに対するイノベティブ・チャレンジ、日本会計研究学会第 72 回全国大会、2013 年 9 月 5-6 日、中部大学

〔図書〕(計 1 件)

内藤文雄（編著）『監査・保証業務の総合研究』、中央経済社、2014 年 1 月 25 日、320 ページ

6. 研究組織

(1) 研究代表者

内藤 文雄 (NAITO FUMIO)
甲南大学・経営学部・教授

研究者番号： 80188862

(2) 研究分担者

林 隆敏 (HAYASHI TAKATOSHI)
関西学院大学・商学部・教授

研究者番号： 50268512

松本 祥尚 (MATSUMOTO YOSHINAO)
関西大学・大学院会計研究科・教授

研究者番号： 30219521

宮本 京子 (MIYAMOTO KYOKO)
関西大学・商学部・教授

研究者番号： 50407334

(3) 連携研究者

該当なし

(4) 研究協力者

該当なし